

～令和7年度募集要領～

石巻市 移動型プレーパーク支援事業補助金 ー募集のお知らせー

石巻市では、自由な遊びを通じた子どもの健やかな育成に寄与するとともに、子どもの見守る地域コミュニケーションの場として、地域で安心して過ごすことのできる子どもの居場所づくりの促進を図ります。

このため、市内において「移動型プレーパーク」を開催する地域団体、NPO団体等にプレイワーカー活動費、消耗品費等事業に要する経費の一部を補助します。

プレーパークとは

目的と特徴

子どもが、遊ぶことを通してやりたいことを実現し、人との関わり合いの中で自ら育つ環境を作ること为目的とした、子どもの自由な遊びを実現する外遊び場です。子どもを見守る者（プレイワーカー）が配置され、プレイワーカーや地域の大人等が見守る中で、子どもが遊び場にある道具や工具を使い、廃材や自然の素材を活用して自分のしたい遊びができる場所です。

プレイワーカーとは

子どもの主体的な活動を引き出すため、遊びを見守り、支援するとともに、プレーパークにおける安全管理を先導する知識を持つ人のことをいいます。

移動型プレーパークとは

常設のプレーパーク以外の場所(公園等の遊び場)で実施するプレーパーク活動です。

1 補助対象となる事業は

石巻市内の公園等において移動型プレーパークを開催する事業であること、また、以下の要件をすべて満たしているものが対象となります。

- (1) 原則年4回以上開催し、次年度以降も継続して開催していく予定があること。
- (2) 開催に当たっては、プレイワーカーを2名以上配置すること。
- (3) 1回の開催時間は1時間30分以上とすること。また、1回当たりの子どもの参加人数が概ね5名以上であること。
- (4) 子どもの様子を見守り、必要に応じて関係機関と連携すること。知り得た個人情報への取扱いには十分な注意を払うこと。
- (5) 責任者を配置し、食中毒、食物アレルギー、防犯、防災等安心安全な事業運営を行うこと。
- (6) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とする活動でないこと。

2 補助対象団体は

以下の要件をすべて満たしている団体のみ申請することができます。ただし、成人でない者のみで組織される団体を除きます。

- (1) 石巻市内においてプレーパークを開催し、継続的に運営する任意団体又は非営利団体であること。
- (2) 団体規則、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- (3) 組織の代表者が明確であること。
- (4) 事業において、明朗な会計・経理を実施し、その報告ができる団体であること。
- (5) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 団体の活動内容が、公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係ある団体でないこと。

3 補助対象経費は

(1) 補助対象経費

移動型プレーパークの運営に要するものは別表1のとおりです。また、各対象経費に対する算定基準は別表2のとおりです。

(2) 補助対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

※ 上記期間内であれば、交付申請日以前の経費であっても、補助対象となる事業の実施が確認できる場合の対象経費に限り、補助対象とします。ただし、期間内であっても、他の機関や団体等（石巻市を含む。）から補助等を受けている経費は、補助対象外となります。

別表1 <補助対象経費>

区分	補助対象経費	主な内訳
運営 経費	講師等謝金	事業に係るプレイワーカー等への謝金
	人件費	事業に係るプレイワーカー等の活動費
	需用費	事業で必要となった物品等（備品除く。）に係る費用 消耗品費 文具類、被服類、雑誌類等 燃料費 石油類（重油、灯油等）、ガソリン、混合油、プロパンガス等 印刷製本費 チラシ代等 修繕料 備品の修繕、消耗器材等の部品取替修理等 食材費 提供する食事に係る食料品の購入費用 ※運営スタッフの飲食、会食に係るものを除く。 医薬材料費 包帯、医薬品等
	役務費	検査料 運営スタッフの検便等の検査手数料等 保険料 利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う災害・損害保険等の保険料等
	使用料又は賃借料	事業に利用する場合に限る。 ※自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は補助対象外
	原材料費	木材、セメント、溝蓋等の資材、栽培用の苗木等

別表2 <補助算定額の算定基準>

項 目	算 定 基 準
講師等謝金	1人1日当たり実支額の3/4とする。
人件費	1時間当たりの賃金単価（宮城県の最低賃金以上、千円以内の額）に実働時間（開催時間に実施日前準備行為と実施後の後片付け等に要する時間を考慮した2時間以内の時間を加えた時間）を乗じた額に3/4を乗じた額とする。
その他の運営経費	当該事業に要した経費の1/2とする。

4 補助額は

(1) 補助額 <添付の収支予算書又は収支決算書の記入例参照>

別表1の補助対象経費ごとに別表2の算定基準によって算出した額の合計から、補助対象経費に係る寄附金等やその他の収入、利用者負担金等を差引いた額と、年間開催回数に1万円を乗じた額（上限20万円）を比較し、少ない方の額

※ 補助金の額は、千円未満を切り捨てるものとします。

(2) 申請年度内に1回の交付とし、1団体につき1か所のみ交付とします。

《補助金の算定例》

(例1) 年間の対象経費が算定基準で計算後10万円、寄附金等収入が1万円、年間12回開催した場合

補助算定額(A) $10\text{万円} - 1\text{万円} = 9\text{万円}$

年間の上限額(B) $12\text{回} \times 1\text{万円} = 12\text{万円}$

・(A)と(B)を比較し、少ない方の額となるので、補助額は9万円

(例2) 年間の対象経費が算定基準で計算後20万円、寄附金等収入が1万円、年間12回開催した場合

補助算定額(A) $20\text{万円} - 1\text{万円} = 19\text{万円}$

年間の上限額(B) $12\text{回} \times 1\text{万円} = 12\text{万円}$

・(A)と(B)を比較し、少ない方の額となるので、補助額は12万円

(例3) 年間の対象経費が算定基準で計算後30万円、寄附金等収入が1万円、年間25回開催した場合

補助算定額(A) $30\text{万円} - 1\text{万円} = 29\text{万円}$

年間の上限額(B) $25\text{回} \times 1\text{万円} = 25\text{万円}$ (上限20万円)

・(A)と(B)を比較し、少ない方の額となるので、補助額は20万円

5 申込みについて

募集期間 令和7年4月1日(火)から令和8年2月27日(金)まで

申込場所 石巻市役所2階 子育て支援課(穀町14番1号)
0225-95-1111(内線2552)

申込時間 午前8時30分から午後5時まで(年末年始、土・日・祝日を除く。)
※申込みの際は、内容を伺うことがありますので、概要を把握されている方がお越しく下さい。

申請書等 申請書等は、次のいずれかの方法により入手してください。

(1) 石巻市ホームページからのダウンロード

※ URL : <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

※検索窓で「プレーパーク」と入力し、検索してください。

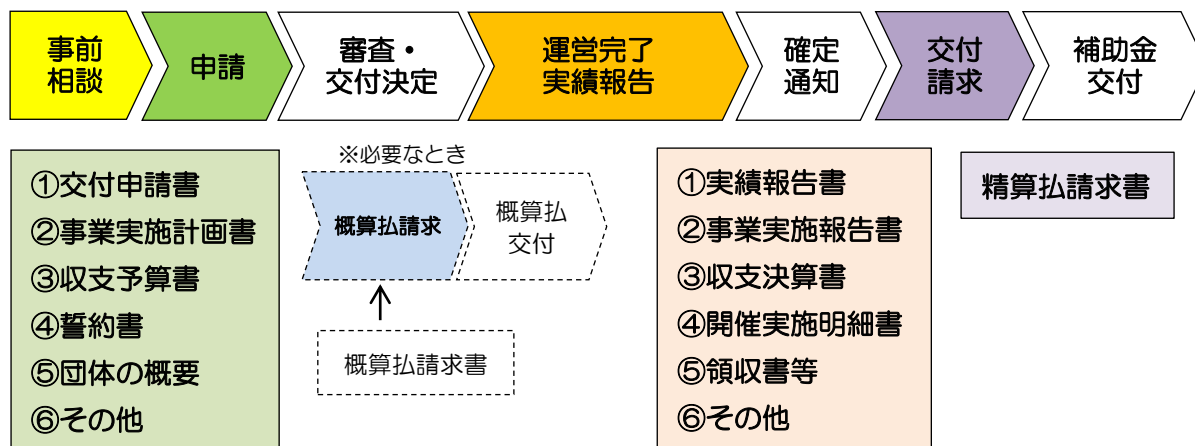
(2) 石巻市役所2階 保健福祉部子育て支援課窓口

※事前相談も行っています。上記の時間内に子育て支援課にお問合せください。

※メールでも受け付けます。下記のアドレスに様式等を送信してください。

メールアドレス : ischisup@city.ishinomaki.lg.jp

6 補助金の交付までの流れは



※概算払を希望される場合は、申請時に申し出てください。（実績報告、確定通知後に精算となります。）

※補助金の交付決定後に、事業内容の変更、中止又は廃止が生じた場合は、軽微なもの以外は承認が必要となるため、速やかに移動型プレーパーク変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）を提出してください。

7 申請時提出書類

補助金の申請を希望する団体は、募集期間内に次の書類を提出してください。

- (1) 移動型プレーパーク支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 団体等概要書（様式第5号）
- (6) 団体の規約、会則、役員名簿その他これに類するもの
- (7) その他開催案内チラシなどの活動状況の分かるもの

8 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、補助金の申請を無効とします。

- (1) 申請者が、前記1、2に定める申請のための資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備がある場合（軽微なものは除きます。）
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく審議に反する行為があった場合
- (6) 事業計画の記載内容が、法令違反など著しく不当な場合

9 留意事項

申請及び事業の実施に当たっては、以下の点に留意してください。

- (1) 個人情報の保護に十分配慮すること。
- (2) 事業の運営に関し、同じ経費に対して、この要綱に基づく補助金以外の他の補助金又は交付金を石巻市から受けていないこと。
- (3) 提出書類は、審査結果に関わらず返却しないこと。また、石巻市情報公開条例により情報公開の対象となる場合があること。
- (4) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担となること。
- (5) 市の公園等で実施する場合は、実施者が事前に必ず市の管理者の許可をとること。また、火気を使う場合は消防の許可をとること。
- (6) 実施中の事故等に対応する適切な損害賠償保険に加入すること。

10 実績報告・補助金の精算

補助事業が完了したときは、年度の最後の事業が終了したあと30日以内又は令和8年4月15日（水）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

- (1) 移動型プレーパーク支援事業補助金実績報告書（様式第9号）
- (2) 事業実施報告書（様式第10号）
- (3) 収支決算書（様式第11号）
- (4) 開催実施明細書（様式第12号）
- (5) 領収書等の写し

※複数枚をコピーするときは重なり合わないようにし、A4 サイズに貼付のうえ、あて先、日付、具体的な品名等を記載してください。

※レシートの添付も可とします。ただし、あて先や具体的な品名等を必ず記載してください。

- (6) その他開催案内チラシや写真などの活動実績の分かるもの

11 補助金の交付

実績報告の内容を審査し、補助金額を確定しますので、補助金額確定通知書交付後に、移動型プレーパーク支援事業補助金精算（概算）払請求書（様式第14号）を提出してください。

12 申請書等記入例

様式第1号（第7条関係）

記入例

石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金交付申請書

日付は空白のままにしてください。

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

申請の年度を記入
してください。

年度において、次のとおり石巻市移動型プレーパーク支援事業を実施したいので、石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

収支予算書で算出した補助金
の額を記入してください。

1 補助金交付申請額 金 180,000 円

2 添付書類

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 団体等概要書（様式第5号）
- (5) 団体の規約、会則、役員名簿その他これに類するもの
- (6) その他市長が必要と認める書類

開催案内チラシなど活動状況の分かるものを提出してください。

事業実施計画書

プレーパークの 名 称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		
実 施 場 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （石巻市〇〇町〇番〇号 ）		
実 施 期 間	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日		
事 業 内 容	<取組の概要> 石巻市内に子どもの遊びが少ないことから、当団体はプレイワーカーが見守る中、子どもが安心して遊べる移動型プレーパークを定期的に開催し、子どもの居場所づくりに貢献している。 <運営体制> 代表者 1名。他スタッフ6名（プレイワーカーはスタッフ2名が交代で実施） <遊びの内容> 木材を利用した素材遊び、砂場遊び、ボール遊び、昔遊び等 <利用者負担金> 1回につき1人 100円		
実 施 回 数	実施頻度		
	月2回実施（第2木曜日・第3金曜日）		
	実施時間 4月～9月（15時～17時）2時間 +（準備）2時間 11月～12月（15時～16時30分）1.5時間 +（準備）2時間		
参 加 子 ども 数	〇〇年度実施回数		
	18回		
	〇〇年度合計		
	1回あたり		
	15人		
	〇〇年度合計		
	270人		

週又は月単位の開催頻度と、開催する曜日を記入してください。

実施時間帯、実施時間、準備時間を記入して下さい。

【実施予定期間】 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

【収入の部】

項 目	予 算 額	内 訳
自 己 資 金	163,000 円	
① 利 用 者 負 担 金	27,000 円	100 円(1 人) × 270(人)
② 寄 附 金 ・ 協 賛 金	20,000 円	10,000 円 × 2 件(町内会からの寄付)
石 巻 市 補 助 金	(C の額)	④ [助算定額の合計]-(①+②+③) 235,500 円-(27,000 円+20,000 円+15,000 円) A 173,500 円
	173,000 円	10,000 円×実施回数(限度額 20 万円) 10,000 円 × 18 回 B 180,000 円
		A、B を比較し少ない方の金額(千円未満切捨て) C 173,000 円
③ そ の 他	15,000 円	〇〇財団助成金
合 計	398,000 円	市の補助事業の対象とならない 経費に対する補助等を計上。

【支出の部】

項 目		予 算 額	内 訳	補助対象 経費	算定 基準	補助 算定額
講 師 等 謝 金		80,000 円	20,000（1 回）× 4 回	80,000 円	3/4	60,000 円
人 件 費		126,000 円	4 月～10 月 900 円× 2 人×4h×14 回 11 月～12 月 900 円×2 人×3.5h ×4 回	126,000 円	3/4	94,500 円
需 用 費	消 耗 品 費	36,000 円	2,000 円（文房具等）×18 回	36,000 円	1/2	18,000 円
	燃 料 費	12,600 円	ガソリン代 18 回	12,600 円	1/2	6,300 円
	印刷製本費	5,400 円	10 円× 2 枚× 270 人	5,400 円	1/2	2,700 円
	修 繕 料				1/2	
	食 材 費	27,000 円	100 円 × 270 人	27,000 円	1/2	13,500 円
	医療材料費				1/2	
役 務 費	検 査 料				1/2	
	保 険 料	81,000 円	300 円 × 270 人	81,000 円	1/2	40,500 円
使用料又は賃借料					1/2	
原 材 料 費					1/2	
備 品 購 入 費		30,000 円	台車 1 台 設営用具運搬用			④
④	合 計	398,000 円		368,000 円		235,500 円

・内訳欄には、収入又は支出内容の明細を記入すること。

日付は空白のままにしてください。

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

申請の年度を記入
してください。

誓 約 書

私は、 年度石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金の交付を受けるに当たり、次の事項を遵守することを、ここに誓約します。

- 1 補助対象事業について、補助金の交付決定後、次年度以降も実施する見込みがあること。また、明朗な会計及び経理を実施し、その報告ができること。
- 2 宗教活動又は政治活動並びに営利を目的としないこと。
- 3 活動内容が、公序良俗に反しないこと。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係にないこと。
- 5 利用者及び運営スタッフの安全確保に十分に注意を払うこと。
- 6 利用者のプライバシー保護及び個人情報の取扱いに注意し、事業以外の目的のための利用や本人の承諾なく第三者への提供を行わないこと。
- 7 支援が必要な利用者については、必要に応じ行政機関につなぐなどの対応を行うこと。
- 8 補助対象事業において生じたいかなる事故、事件等について、石巻市に対し一切の責任を問わないこと。

団体等概要書

(ふりがな) 団 体 名	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
設 立 年 月 日	○○○○年○○月○○日	
(ふりがな) 代 表 者	役職名 ○○○○○○○○	氏名 ○○○○○○○○
目的・活動 設 立 経 緯 等	○○○ ○○○ ○○○	
所 在 地 等	住所 電話番号 FAX 番号 ホームページ E-m a i l	

今後、補助金に関する手続きや、事業の実施について、市から連絡をする際に使用させていただきますので、必ず記入してください。

※添付書類 団体の規約、会則、役員名簿その他これに類するもの

団体の会則(例)

規約や会則が定められていない場合は、所定の様式はありませんので、この「団体の会則(例)」を参考に作成してください。

〇〇〇（団体名）会則

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、子どもに対して遊びの場の提供等を行うことで、子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境を整備することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 子どもへの遊びの提供等を通じた居場所づくり
- (2) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 この会の会員は、この会の目的に賛同し、参加する者とする。

(役員の構成及び任期)

第5条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 会計 1名

(3) 会計監査 1名

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第6条 会長は、この会を代表し、その業務を総括する。

2 会計は、この会の出納事務を担当する。

3 会計監査は、この会の会計経理を監査する。

(運営会議)

第7条 この会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き、会員の出席をもって開催する。

2 運営会議は会長が招集し、その議長となる。

(事業に関する実施規定)

第8条 第3条に規定する事業の執行に関し必要な事項は、運営会議の議決を得て別に定める。

(会計)

第9条 この会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算修了後、監査を経て、運営会議にて決算報告する。

(会則の改廃)

第10条 この会を改廃しようとするときは、運営会議において同意を得なければならない。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、この会の運営上必要な事項は、運営会議において別に定める。

附 則

この会則は、〇年〇月〇日から施行する。

石巻市移動型プレーパーク事業変更（中止・廃止）承認申請書

日付は空白のままにしてください。

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住 所
団体名
代表者氏名

補助金決定通知書
により、決定年月
日、指令番号を記
入してください。

年 月 日付け石巻市（ ）指令第 号で補助金の交付決定通知のあ
った移動型プレーパーク支援事業について、下記のとおり事業を変更（中止・廃止）したい
ので、石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書
類を添えて申請します。

記

1 プレーパークの名称

2 変 更 等 の 内 容 変更 ・ 中止 ・ 廃止

3 変 更 等 の 理 由

4 変更等前の交付決定額

補助金決定通知書によ
り、記入してください。

5 変更等後の交付申請額

収支決算書で算出した補
助金の額を記入してくだ
さい。

※ 変更の場合は、変更の内容が分かる書類を添付すること。

石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金実績報告書

日付は空白のままにしてください。

年 月 日

石巻市長（あて）

申請者 住 所

団 体 名

代表者氏名

補助金決定通知書
により、決定年月
日、指令番号を記
入してください。

年 月 日付け石巻市指令第 号で交付決定のあった事業が完了したの

で、石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添
えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実施報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 開催実施明細書（様式第12号）
- (4) 活動の実施に要した経費を支払ったことを証する領収書、口座（通帳）の写し等
- (5) その他市長が必要と認める書類

開催案内チラシや写真など
活動実績の分かるものを提出
してください。

記入例

プレーパークの 名 称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
実 施 場 所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （石巻市〇〇町〇番〇号 ）
実 施 期 間	〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日
事 業 内 容	実施事例(スタッフの配置等)： ・プレイワーカー2名体制(1名は運転手兼務、ミニバンにて移動) ・公園を使用し、開始前、開始後に人数確認実施。清掃、後片付け実施。 ・ダンボールを利用した家あそび、つみきあそび、ボール遊び、綱引き ロープのぼり、大なわとび、フラフープ、ビー玉遊び、絵本遊び等 保険の加入の有無： 無・有（〇〇〇〇〇〇〇〇 保険） 周知方法・周知地域・利用者の居住地域： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 事故・トラブル等： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 その他事項： 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

収支決算書（〇〇〇〇年度）

【実施期間】 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

【収入の部】

項 目	決 算 額	内 訳
自 己 資 金	147,874 円	
① 利 用 者 負 担 金	25,000 円	100 円(1 人) × 250(人)
② 寄 附 金 ・ 協 賛 金	20,000 円	10,000 円 × 2 件(町内会からの寄付)
石 巻 市 補 助 金	(C の額)	④[補助算定額の合計]-(①+②+③) 217,137 円-(25,000 円+20,000 円+15,000 円) A 157,137 円
	157,000 円	10,000 円×実施回数(限度額 20 万円) 10,000 円 × 17 回 B 170,000 円
		A、B を比較し少ない方の金額(千円未満切捨て) C 157,000 円
③ そ の 他	15,000 円	〇〇財団助成金
合 計	364,874 円	市の補助事業の対象とならない 経費に対する補助等を計上。

【支出の部】

項 目		決 算 額	内 訳	補助対象 経費	算定 基準	補助 算定額
講 師 等 謝 金		80,000 円	20,000（1 回）× 4 回	80,000 円	3/4	60,000 円
人 件 費		118,800 円	4 月～10 月 900 円× 2 人×4h×13 回 11 月～12 月 900 円×2 人×3.5h ×4 回	118,800 円	3/4	89,100 円
需 用 費	消 耗 品 費	11,520 円	文房具、絵本他 領収書添付	11,520 円	1/2	5,760 円
	燃 料 費	11,134 円	ガソリン代 領収書添付	11,134 円	1/2	5,567 円
	印刷製本費				1/2	
	修 繕 料				1/2	
	食 材 費	32,420 円	やきそば材料費 領収書添付	32,420 円	1/2	16,210 円
	医療材料費				1/2	
役 務 費	検 査 料				1/2	
	保 険 料	81,000 円	明細書添付	81,000 円	1/2	40,500 円
使用料又は賃借料					1/2	
原 材 料 費					1/2	
備 品 購 入 費		30,000 円	台車 1 台 設営用具運搬用			④
④	合 計	364,874 円		334,874 円		217,137 円

・内訳欄には、収入又は支出内容の明細を記入すること。

開催実施明細書

番号	開催日			参加者数（人）			活動内容	利用者負担金
	年	月	日	子ども	大人	合計	支出経費	
1	○	4	11	13	3	16	あゆみの近隣公園（プレイワーカー2名） 900円×2人×4 = 7,200円 焼きそば 5P(1,745円) 油(163円) ガソリン 200給油(2,860円)	100円×13人 =1,300円
2		4	19	17	3	20	さくら町西公園（プレイワーカー2名） 900円×2人×4 = 7,200円 焼きそば 5P(1,745円) 油(162円)	100円×17人 =1,700円
3		5	17	15	4	19	さくら町西公園（プレイワーカー2名） 900円×2人×4 = 7,200円 焼きそば 5P(1,745円) 油(162円)	100円×15人 =1,500円
4		6	13	10	3	13	あゆみの近隣公園（プレイワーカー2名） 900円×2人×4 = 7,200円 焼きそば 5P(1,745円) 油(162円)	100円×10人 =1,000円
5		6	21	24	5	29	さくら町西公園（プレイワーカー2名） 900円×2人×4 = 7,200円 焼きそば 5P(1,745円) 油(162円)	100円×24人 =2,400円
6	1	7	11	29	5	34	あゆみの近隣公園（プレイワーカー2名） 900円×2人×4 = 7,200円 焼きそば 5P(1,745円) 油(162円) ガソリン 200給油(2,750円)	100円×29人 =2,900円
7	1	7	19	24	5	29	さくら町西公園（プレイワーカー2名） 900円×2人×4 = 7,200円 焼きそば 5P(1,745円) 油(162円)	100円×24人 =2,400円
(小計)				(132)	(28)	(160)		
合計								

・行が足りない場合は、行を追加して作成すること。

開催実施明細書

番号	開催日			参加者数（人）			活動内容	利用者負担金
	年	月	日	子ども	大人	合計	支出経費	
8	○	8	8	13	3	16	あゆみの近隣公園(プレイワーカー2名)	100 円×13 人 =1,300 円
							900 円×2 人× 4 = 7,200 円	
							焼きそば 5P(1,745 円) 油(162 円)	
9		8	16	15	3	18	さくら町西公園(プレイワーカー2名)	100 円×15 人 =1,500 円
							900 円×2 人× 4 = 7,200 円	
							焼きそば 5P(1,745 円) 油(162 円)	
10		9	12	14	3	17	あゆみの近隣公園(プレイワーカー2名)	100 円×14 人 =1,400 円
							900 円×2 人× 4 = 7,200 円	
							焼きそば 5P(1,745 円) 油(162 円)	
11		9	20	15	3	18	さくら町西公園(プレイワーカー2名)	100 円×15 人 =1,500 円
							900 円×2 人× 4 = 7,200 円	
							焼きそば 5P(1,745 円) 油(162 円) ガソリン 200給油(2,760 円)	
12		10	10	13	3	16	あゆみの近隣公園(プレイワーカー2名)	100 円×13 人 =1,300 円
							900 円×2 人× 4 = 7,200 円	
							焼きそば 5P(1,745 円) 油(162 円)	
13		10	18	12	3	15	さくら町西公園(プレイワーカー2名)	100 円×12 人 =1,200 円
							900 円×2 人× 4 = 7,200 円	
							焼きそば 5P(1,745 円) 油(162 円)	
14		11	7	10	2	12	あゆみの近隣公園(プレイワーカー2名)	100 円×10 人 =1,000 円
							900 円×2 人×3.5 = 6,300 円	
							焼きそば 5P(1,745 円) 油(162 円)	
(小計)				(92)	(20)	(112)		
合 計				224	48	272		

・行が足りない場合は、行を追加して作成すること。

石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金交付請求書

日付は空白のままにしてください。

年 月 日

石巻市長（あて）

補助金決定通知書
により、決定年月
日、指令番号を記
入してください。

申請者 住 所
団 体 名
代表者氏名

個人印と団体印を押印。ゴム
印、シャチハタ類は不可。
（補助金申請書と同じ印鑑。
団体印を作られていない場
合は個人印のみを押印）

代表
個人印

団体印

年 月 日付け 第 号で確定（石巻市（ ）指令第 号で交付決

定）通知のあった石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金について、石巻市移動型プレー
パーク支援事業補助金交付要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり精算（概算）払
によって交付されたく請求します。

記

1 事業の名称

2 補助金確定（交付決定）額 金 _____ 円

3 既受領額 金 _____ 円

4 今回請求額 金 _____ 円

5 残額 金 _____ 円

6 振込先金融機関

補助金交付決定通知書
又は補助金交付額確定
通知書により、記入して
ください。

団体の振込口座を指
定してください。
個人の口座は不可。

(金融機関名)		(支店名)						
預金種別	普通 ・ 当座							
(フリガナ) 口座名義人								

○石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金交付要綱

平成31年 3月29日告示第139号

改正 令和3年 3月31日告示第174号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自由な遊びを通じた子どもの健やかな育成に寄与し、子どもを見守る地域コミュニケーションの場として、地域で安心して過ごすことのできる子どもの居場所づくりの促進を図ることを目的に、石巻市内において「移動型プレーパーク」を開催する地域団体や非営利活動団体に対し、石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する子どもをいう。
- (2) プレーパーク 子どもが遊び場にある道具や工具を使い、廃材や自然の素材を活用して自分のしたい遊びができるよう、地域団体や非営利活動団体が配置するプレイワーカーが見守る中で、子どもの自由な遊びを実現するための活動をいう。
- (3) 移動型プレーパーク 公園等複数の遊び場を移動して実施するプレーパーク活動をいう。
- (4) プレイワーカー 子どもの主体的な活動を引き出すため、遊びを見守り、支援するとともに、プレーパークにおける安全管理を先導する知識を持つ人材をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、市内においてプレーパークを開催し、継続的に運営する任意団体又は非営利団体で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、成人でない者のみで組織される団体を除く。

- (1) 団体規則、会則その他の組織及び運営に関する事項を定めたものがあること。
- (2) 組織の代表者が明確であること。
- (3) 事業において、明朗な会計・経理を実施し、その報告ができる団体であること。
- (4) 宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 団体の活動内容が、公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係ある団体でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、市内の公園等において移動型プレーパークを開催する事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則年4回以上開催し、次年度以降も継続して開催していく予定があること。
- (2) 開催に当たっては、プレイワーカーを2名以上配置していること。
- (3) 1回の開催時間が1時間30分以上であり、かつ、1回当たりの子どもの参加人数が概ね5名以上であること。

- (4) 責任者を配置し、食中毒、食物アレルギー、防犯、防災等安心安全な事業運営に配慮すること。
- (5) 食事を提供する場合は、会場において調理し、飲食させること。ただし、やむを得ない場合は、前号の規定を遵守した上で、会場以外の場所で調理し、食事を提供すること及び提供した食事を持ち帰らせることも差し支えないものとする。
- (6) 福祉的支援が必要な子ども及びその家庭の様子を見守り、必要に応じて各種関係機関と連携できること。この場合において、事業実施により知り得た個人情報の取扱いには十分に注意を払うこと。
- (7) 宗教活動、政治活動又は営利を目的とする活動でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助金の交付を申請する日の属する年度（以下「申請年度」という。）の4月1日から翌年3月31日までの間に移動型プレーパークの運営に要する経費であって、別表第1に掲げる補助対象経費を合算した額から補助対象経費に係る寄附金、協賛金その他の収入及び利用者負担金を控除したものとする。

2 補助対象経費に対する補助金の算定基準は、別表第2のとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる補助対象経費のうち、この補助金の交付を受けようとする年度において、当該事業の運営に関し、本市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金又は他の機関若しくは団体からの補助金等の交付を受けている又は受ける見込みがある経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定により算定した額又は移動型プレーパークの年間開催回数に1万円を乗じた額のいずれか少ない額とし、1年度につき20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一の移動型プレーパークについて申請年度内に1回とし、1団体につき1か所のみ交付とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 団体等概要書（様式第5号）
- (5) 団体の規約、会則、役員名簿その他これらに類するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により、申請団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付の決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）が補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、石巻市移動型プレーパーク事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業の目的に影響を及ぼさない範囲で、経費配分の変更又はより効率的、効果的に事業を実施するための事業内容の細部の変更にあつては、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、石巻市移動型プレーパーク事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により、当該補助団体に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助団体は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は申請年度の翌年度の4月15日のいずれか早い日までに石巻市移動型プレーパーク事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 開催実施明細書（様式第12号）
- (4) 領収書等活動の実施に要した経費を支払ったことを証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金交付額確定通知書（様式第13号）により、当該補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。
- 3 補助団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金精算（概算）払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付の目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が適当でないと認められるとき。
- (4) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、第9条第2項の規定により補助事業の内容の変更を承認した場合又は第11条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて交付した補助金があるときは、補助団体に当該補助金に相当する金額を返還させるものとする。

2 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助

金があるときは、補助団体に当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助団体は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び当該収支に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了日の属する年度終了後5年間保管しなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日告示第174号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による改正前の石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金支給要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の石巻市移動型プレーパーク支援事業補助金支給要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1（第 6 条関係）

区分	補助対象経費	主な内訳
運営経費	講師等謝金	事業に係るプレイワーカー等への謝金
	人件費	事業に係るプレイワーカー等の活動費
	需用費	事業で必要となった物品等（備品除く。）に係る費用 消耗品費 文具類、被服類、雑誌類等 燃料費 石油類（重油、灯油等）、ガソリン、混合油、プロパンガス等 印刷製本費 チラシ代等 修繕料 備品の修繕、消耗器材等の部品取替修理等 食材費 提供する食事に係る食料品の購入費用 ※運営スタッフの飲食、会食に係るものを除く。 医薬材料費 包帯、医薬品等
	役務費	検査料 運営スタッフの検便等の検査手数料等 保険料 利用者や運営スタッフ、ボランティア等の事業に係る怪我や賠償責任の補償を行う災害・損害保険等の保険料等
	使用料又は賃借料	事業で利用する場合に限る。 ※自宅や他の事業に使用する事務所等を利用する場合は補助対象外
	原材料費	木材、セメント、溝蓋等の資材、栽培用の苗木等

別表第 2（第 6 条関係）

項目	算定基準
講師等謝金	1 人 1 日当たり実支出額の 3 / 4 とする。
人件費	1 時間当たりの賃金単価（宮城県の最低賃金以上、千円以内の額とする。）に実働時間（開催時間に実施日前準備行為と実施後の後片付け等に要する時間を考慮した 2 時間以内の時間を加えた時間）を乗じた額に 3 / 4 を乗じた額とする。
その他の運営経費	当該事業に要した経費の 1 / 2 とする。

<様式省略>